

政策評価の実施に関するガイドライン 改正

改正	現行
政策評価の実施に関するガイドライン 平成 17 年 12 月 16 日 政策評価各府省連絡会議了承 平成 22 年 5 月 28 日 一部改正 平成 24 年 3 月 27 日 一部改正 平成 27 年 4 月 1 日 一部改正 <u>令和 5 年 3 月 31 日</u> <u>一部改正</u>	政策評価の実施に関するガイドライン 平成 17 年 12 月 16 日 政策評価各府省連絡会議了承 平成 22 年 5 月 28 日 一部改正 平成 24 年 3 月 27 日 一部改正 平成 27 年 4 月 1 日 一部改正
本ガイドラインは、<u>行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）に基づく政策評価の円滑かつ効率的な実施のための標準的な指針として、これまでの成果を踏まえて「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき策定するものである。</u>なお、各行政機関がその説明責任を果たし、国民本位で成果重視の行政運営を行うため、評価の目的や所掌する政策等を踏まえた効果的な取組が妨げられるものではない。 今後、政策評価の更なる改善・充実のため、各行政機関における政策評価の取組の進展や政策評価に関する調査・研究の成果を踏まえ、本ガイドラインについて必要な見直しを行うものとする。	<u>行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）附則第 2 条において、「政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されている。</u> <u>平成 17 年 4 月に法施行から 3 年が経過したことから、法の施行状況に検討を加え、政策評価の改善・充実に必要な措置として、「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を改定することとした。</u> 本ガイドラインは、これまでの成果を踏まえて<u>基本方針</u>に基づき策定するものであり、<u>法に基づく政策評価の円滑かつ効率的な実施のための標準的な指針を示したものである。</u>なお、各行政機関がその説明責任を果たし、国民本位で成果重視の行政運営を行うため、評価の目的や所掌する政策等を踏まえた効果的な取組が妨げられるものではない。 今後、政策評価の更なる改善・充実のため、各行政機関における政策評価の取組の進展や政策評価に関する調査・研究の成果を踏まえ、本ガイドラインについて必要な見直しを行うものとする。

改正	現行
1 政策の体系化 <u>政策効果の把握に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにすることが重要であることから、政策体系をあらかじめ明示することを基本とする。</u> なお、各行政機関の所掌する政策が、複数行政機関に関係する政策（上位目的）と関連する場合は、複数行政機関に関係する政策の目標と各関係行政機関が所掌する政策手段との関係をあらかじめ明らかにするように努めるものとする。	1 政策の体系化 <u>政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、政策体系をあらかじめ明らかにすることを基本とし、その実施に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにした上で行うものとする。</u> なお、各行政機関の所掌する政策が、複数行政機関に関係する政策（上位目的）と関連する場合は、複数行政機関に関係する政策の目標と各関係行政機関が所掌する政策手段との関係をあらかじめ明らかにするように努めるものとする。
(1) 「政策(狭義)」、「施策」、「事務事業」の区分 各行政機関が所掌する政策は、いわゆる「政策(狭義)」、「施策」、「事務事業」の区分に対応しており、そのレベルは区々であると考えられる。<u>政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにするよう、「政策(狭義)－施策－事務事業」などの政策体系をあらかじめ明示した上で評価を実施することが必要となる。</u> いわゆる「政策(狭義)」、「施策」、「事務事業」の区分については、一般に以下のような考え方で整理することができる。 「政策(狭義)」：特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。 「施策」：上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策(狭義)」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの。 「事務事業」：上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。 ただし、上記のような「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」の区分は、相対的なものであり、一つの「理念型」ということができる。現実の政策の態様は多様であることから、施策が複数の階層から成る場合や事務事業に相当するものが存在しない場合、一つの施策や事務事業が複数の政策体系に属する場合など、三つの区分に明確に分けることが困難なこともあり得る。 (2)～(4) (略)	(1) 「政策(狭義)」、「施策」、「事務事業」の区分 各行政機関が所掌する政策は、いわゆる「政策(狭義)」、「施策」、「事務事業」の区分に対応しており、そのレベルは区々であると考えられる。<u>このため、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するためには、「政策(狭義)－施策－事務事業」などの政策体系をあらかじめ明示した上で評価を実施することが必要となる。</u> いわゆる「政策(狭義)」、「施策」、「事務事業」の区分については、一般に以下のような考え方で整理することができる。 「政策(狭義)」：特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。 「施策」：上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策(狭義)」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの。 「事務事業」：上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。 ただし、上記のような「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」の区分は、相対的なものであり、一つの「理念型」ということができる。現実の政策の態様は多様であることから、施策が複数の階層から成る場合や事務事業に相当するものが存在しない場合、一つの施策や事務事業が複数の政策体系に属する場合など、三つの区分に明確に分けることが困難なこともあり得る。 (2)～(4) (略)

改正	現行
2 評価の方式 基本方針に掲げられている「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」の三つの評価の方式も参考としつつ、政策の特性等に応じ、政策の見直しや改善を含む意思決定に有益な情報が得られるよう、評価の方式の不断の見直しを行うこととする。その際、基本方針に基づき、各行政機関において、試行的取組の期間等に新たな政策評価の手法の導入や意思決定過程における活用方法等の試行的な取組を行うに当たっては、目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン（平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）に定められた考え方、内容等に限らず、評価の目的や評価の対象とする政策等を踏まえた方式を模索していくこととする。 <u>前述の三つの評価の方式の具体的内容及びそれらを用いた評価に当たっての留意点は以下のとおりである。</u> (1) (略) (2) 実績評価方式 ①～④ (略) ⑤ 目標や指標については、指標の測定のための情報・データの入手が過重な負担を生ずることのないように、あらかじめその入手方法について検討し、対象となる政策の特性に応じて適切に設定する。また、それらを用いた考え方や根拠、目標を達成する手段、費用等をあらかじめ明示する。これらの事前の想定等を明示するに当たっては、使いやすく分かりやすいものとする。 ⑥～⑧ (略) ⑨ 評価書の作成に当たっては、使いやすく分かりやすいものとする。 ⑩ (略) (3) 総合評価方式 ①～⑩ (略) ⑪ (削る) (4) その他 ① (1)～(3)に掲げる評価の方式に限らず、企画立案時に行った評価結果が記載	2 評価の方式 基本方針に掲げられている「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」の三つの標準的な評価の方式の具体的内容及びそれらを用いた評価の実施に当たっての留意点は以下のとおりである。 (1) (略) (2) 実績評価方式 ①～④ (略) ⑤ 目標や指標については、指標の測定のための情報・データの入手が過重な負担を生ずることのないように、あらかじめその入手方法について検討し、対象となる政策の特性に応じて適切に設定する。また、それらを用いた考え方や根拠、目標を達成する手段、費用等をあらかじめ明示する。これらの事前の想定等を明示するに当たっては、<u>使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民への説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覧性の確保を図ることとし、統一的な標準様式によることを基本とする。</u> ⑥～⑧ (略) ⑨ 評価書の作成に当たっては、<u>使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民への説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覧性の確保を図ることとし、統一的な標準様式によることを基本とする。また、当該評価書を要旨を兼ねるものとして位置付け得るものとする。</u> ⑩ (略) (3) 総合評価方式 ①～⑩ (略) ⑪ <u>審議会等の答申や白書等による分析結果を評価に積極的に活用することも検討する。</u> (新設)

改正	現行
<u>された審議会答申、白書、計画のフォローアップ、予算編成プロセスで活用される行政事業レビューシート（「行政事業レビューの実施等について」（平成 25 年 4 月 5 日閣議決定）に基づく行政事業レビューの取組において作成されるもの。）等の評価関連作業についても、意思決定に有益な情報を提供するものであり、これら評価関連作業から得られる情報が、政策評価結果と内容が重複していたり、評価に活用できたりするものであることも考えられる。有効性の観点からの評価を充実させ、意思決定に有益な情報を得られる評価の実施に注力する上で、評価関連作業や政策評価から得られる情報の活用の在り方を整理し、効率的に評価を実施していくことも必要である。そのため、重複しているものや活用できるものがある場合には、評価関連作業において作成したものを評価書として代替又は活用することを推奨する。</u> ② <u>評価書は、内容を簡潔に記述することにより、評価の結果を分かりやすく示すものとするよう留意する。評価書が既に簡潔で分かりやすいものとなっている場合には、当該評価書を要旨と兼ねるものとして位置付け得るものとする。</u>	
3 （略）	3 （略）
4 学識経験者の知見の活用 学識経験者の知見の活用に当たっては、例えば、計画策定など評価活動全般にわたるものについては学識経験者から成る政策評価に関する会議を活用したり、個々の政策の分野に応じて専門的知見を有する学識経験者の意見を個別、具体的に聴いたりするなど、評価の対象とする政策の特性、評価の内容、評価作業の効率性等<u>を踏まえつつ、様々な統計データの活用を始め、デジタル技術の進展等により新たに使用可能となったデータや分析手段の活用等も念頭に、政策効果を把握する機能の強化や、意思決定過程における政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報の活用を推進する観点にも留意するものとする。</u> また、学識経験者の意見内容やそれらを評価結果に反映した場合はその具体的な反映内容を評価書に明記すること等により公表するものとする。 なお、政策評価審議会と各行政機関の学識経験者等から成る政策評価に関する会議が、適宜、各行政機関における政策評価の取組の実態等についての情報を交換できるようにするなど、総務省において必要な取組を行うものとする。	4 学識経験者の知見の活用 学識経験者の知見の活用に当たっては、例えば、計画策定など評価活動全般にわたるものについては学識経験者から成る政策評価に関する会議を活用したり、個々の政策の分野に応じて専門的知見を有する学識経験者の意見を個別、具体的に聴いたりするなど、評価の対象とする政策の特性、評価の内容、評価作業の効率性等<u>に応じたものとなるよう留意するものとする。</u> また、学識経験者の意見内容やそれらを評価結果に反映した場合はその具体的な反映内容を評価書に明記すること等により公表するものとする。 なお、政策評価審議会と各行政機関の学識経験者等から成る政策評価に関する会議が、適宜、各行政機関における政策評価の取組の実態等についての情報を交換できるようにするなど、総務省において必要な取組を行うものとする。
5・6 （略）	5・6 （略）
<u>附 則</u> <u>本ガイドラインは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>	（新設）